

広島県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

廿日市市地御前字阿品台三二二八の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）